

## 新型インフルエンザ等の流行に備えた検疫待機施設の確保に係る覚書

### (基本方針)

厚生労働省は、検疫法（昭和26年法律第201号）第2条第2号に掲げる感染症及び同法第34条の規定に基づき政令で指定する感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）の流行局面において、新型インフルエンザ等の流行地域から入国又は帰国した病原体に感染したおそれのある者（以下「入所者」という。）の待機施設（以下「検疫待機施設」という。）を確保する。

検疫待機施設の確保に当たっては、まずは民間施設の活用による対応が前提となるが、不測の事態に備え、各府省庁と協議後、速やかに検疫待機施設として開設するため、開設までの必要な手続について、次のとおり覚書を締結する。

### (開設の手続)

- 第1条 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長（以下「甲」という。）は、国土交通省大臣官房危機管理官（以下「乙」という。）を通じて、国土交通省国土交通大学校長（以下「丙」という。）に対し、検疫待機施設としての提供を要請（以下「提供要請」という。）する。
- 2 丙は、前項の提供要請を受けた場合、乙を通じて甲に対し、速やかに、受諾の可否を回答する。
  - 3 丙は、前項の場合において、受諾可能と回答した場合は、その回答した日から、原則として、4日以内に宿泊棟を甲に引き渡す。なお、丙は、宿泊棟に入寮している研修生の移動・研修員が利用する調度品の撤去等、引き渡しのために必要な措置を講じるとともに、速やかな引き渡しに努める。
  - 4 甲と丙は、国有財産（施設）の使用にあたり、必要な手続を行う。
  - 5 甲は、検疫待機施設の開設に際し、予め地元自治体等へ必要な説明や情報提供を行う。なお、丙の協力が必要な場合は、別途、協議の上決定する。

### (使用物件)

第2条 丙が検疫待機施設として甲に使用させる施設は、後記の建物（及び付帯設備）とする。

- (1) 所在地 東京都小平市喜平町2丁目1094-4ほか
- (2) 名称 国土交通省国土交通大学校宿泊棟C
- (3) 数量 5,300.765 m<sup>2</sup>

### (費用負担等)

第3条 検疫待機施設の引き渡し前の準備及び原状回復に要する費用を含め、検疫待機施

設としての開設及び使用のために必要な費用、研修員及び研修講師が宿泊場所の変更に伴い要する費用は、原則として厚生労働省が負担することとし、甲と丙は、費用負担及び役割分担等の詳細について、別途、協定書を締結する。

(覚書の有効期間)

第4条 この覚書の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、甲が覚書の更新を受けようとするときは、有効期間の満了2か月前までに乙及び丙に申し出を行い、あらためて甲、乙及び丙で協議の上、覚書の取り交わしを行わなければならない。

(その他)

第5条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じた事項については、都度、甲乙丙協議の上定める。

2 本覚書の成立により、甲、乙及び丙3者間で令和4年12月26日に締結した「新型コロナウイルス感染症の新たな変異株の流行に備えた検疫待機施設の確保に係る覚書」は、現有効期間をもって失効するものとする。

締結の証として本覚書を3通作成し、それぞれ記名捺印の上、その1通を保管する。

令和6年3月22日

甲 厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部企画・検疫課長 森田博



乙 国土交通省大臣官房  
危機管理官 内海雄



丙 国土交通省国土交通大学校  
校長 頼あゆみ

